

議案第八十五号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村・喬 成

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第四を次のように改める。

別表第四（第七十三条関係）

家畜共済掛金率表

牛					共 済 目 的	
肉用種雄牛	乳用種雄牛	肉用牛		乳牛の雌		共済掛金率 甲
		肉その用牛	肥育牛	育成乳牛	成乳牛	
四、八	五、五	一、八	四、三	二、九	四、六%	死 廃 部 分
〇、七	〇、九	一、一	一、〇	一、二	四、一%	病 傷 部 分
一、二	一、四	二、四	二、二	二、四	七、七%	共済掛金率 乙
〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三%	死 廃 部 分
〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七%	病 傷 部 分
六、八	七、九	五、四	七、六	六、六	一、六五%	計

肉	種	馬	
		一般馬	種雄馬
豚	豚	一〇〇	四二
五〇	一、九	一〇	〇、七
一	二、三	二、二	一、五
一	四、八	〇〇二	〇〇二
〇〇二	〇〇二	一	一
一	一、九〇二	一三、二二	六、四二
五〇二			

附 則

1 この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 この条例の適用日以前に開始し、この条例の適用日以降になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する加入者負担共済掛金の規定については、なお従前の例による。